

**P.16 ◆質問 24番(柳田哲君)**

◆24番(柳田哲君)

(略)

教育に関して2点伺います。

まず、図書館教育の充実についてであります。

県内の小中学校における学校司書等学校図書館の職務に従事する職員の雇用形態は、市町村によってさまざまであるとともに、学校図書館の活用にかなりの格差が見られます。常時開いていて休憩時間に子供たちが自由に利用できる図書室もあれば、鍵がかかっている授業時間に先生と一緒に利用できない図書室もあります。2014年の学校図書館法改正により、初めて学校司書が法的に位置づけられ、学校に、学校司書を置くよう努めなければならないと規定されました。しかし、今のところ、県内の市町村では、新たな司書の配置・増員等はないようです。また、今年度より、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、図書の整備、学校司書の配置などのための地方交付税措置がなされていますが、学校図書館の充実に十分活用されていないとの声も聞きます。子供たちが心豊かに成長していくためには、学校図書館の充実は極めて重要です。学校図書館が学校の読書センター等としての機能を発揮するためには、専任の学校司書の配置が必要不可欠であり、県内のどの学校においても、子供たちが同じように学校図書館を利用できるようにしなければなりません。学校司書の配置については、設置者が主体的に判断することですが、既に学校図書館教育の格差が広がっている現状について御所見をお聞かせください。

また、新たな5か年計画の推進については、今後、どう市町村に働きかけをしていくのか、あわせて教育長の御所見を伺います。

(後略)

**P.24 ◎答弁 教育長(竹井千庫君)**

◎教育長(竹井千庫君)

(略)

次に、図書館教育の充実についてですが、学校間で司書配置等に差がある中、公立図書館司書との連携や読書ボランティアの活用など、工夫している事例があるものの、全ての学校図書館が読書センターや情報センター等の役割を果たせるよう、充実を図ることは重要であると考えております。このため、新たな5か年計画の推進に向け、司書配置等の促進のための財政措置がなされていることを市町村に改めて周知し、積極的な予算確保を働きかけるとともに、国に対し、全国都道府県教育長協議会等を通じて、司書配置に向けた定数措置を要望しているところであります。

(後略)

---

**P.19 ◆質問 23番(三宅和広君)**

◆23番(三宅和広君)

(略)

次に、教育県岡山の復活に関連して、教職員の負担軽減についてお伺いをいたします。

(中略)

また、市町村に対する地方交付税の基準財政需要額の算定には、小学校で18学級、中学校で15学級を標準として、1名の学校事務職員の人件費が見込まれています。岡山県においては、多くの市町村が県費の学校事務職員の配置のみにとどまっていますが、全国的に見ると、交付税措置に基づいた市町村費の学校事務職員が配置している自治体が多い都道府県もあります。学校事務職員の適正な配置は、教職員の負担軽減につながるため、県費の学校事務職員の配置を維持・拡大しながら、同時に市町村費の学校事務職員の配置を進めるべきと考えます。交付税措置をされている点では、特別支援教育の支援員や学校司書と同様でありますので、これらの人員の配置と同様に、県教委から岡山県下の市町村に対して情報提供を行っていただきたいと考えますが、教育長に御見解をお伺いいたします。

(後略)

**P.26 ◎答弁 教育長(竹井千庫君)**

◎教育長(竹井千庫君)

(略)

次に、教職員の負担軽減についてのうち、学校事務職員の適正な配置についてであります。本県においても、県費負担事務職員の未配置校や児童生徒数の多い学校への対応のため、お話のように、市町村費による事務職員を配置している市町村もあります。県教委としては、現在、教職員の時間外勤務の縮減に向けて教員と事務職員のより効果的な業務分担について研究を進めているところであり、他県等の例も参考にしながら、県費負担事務職員を補完するものとして、市町村費による事務職員が配置されるよう、市町村教委に情報提供してまいりたいと存じます。

以上でございます。